令和８年第８回教育委員会定例会　会議録

１　開催日時　令和８年８月 20 日（木）午後２時～午後３時５分

２　開催場所　春日井市役所９階　教育委員会室

３　出席者

【教育長】 兒島　靖
【委　員】 竹田　卓弘
【委　員】 浅井　敦臣
【委　員】 向　文緒
【委　員】 河合　香吏

【事務局】	教育部長	森本　邦博
	いきがい創生部長	冲中　浩
	教育総務課長	宮嵜　英介
	同　主幹	片寄　孝治
	同　課長補佐	大塚　美登子
	同　主査	砂田　恭平
	同　主事	田中　綾乃
	学校教育課長	日原　理
	同　主幹	湯浅　公
	同　指導主事	西﨑　慎也
	同　課長補佐	鷹見　恭平
	同新たな学校づくり推進室長	梶田　傑
	同　室長補佐	深見　健司
	学校給食課長	寺尾　泰英
	文化財課長	勝　千恵
	野外教育センター所長	神戸　明子
	同　主幹	坂野　年伸
	いきがい推進課長	西川　和範
	図書館長	松田　健作

4　議題

⑴　議案に対する意見について

⑵　愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向調査について

⑶　全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて

⑷　春日井市下街道歴史ひろば条例施行規則の制定について

5　報告

⑴　令和８年第４回市議会定例会について

⑵　西部地区新調理場整備・運営事業について

6　議事概要

教育長	本日の傍聴者はなし。
教育長	春日井市教育委員会会議規則第６条第２項の規定により、会議録署名人は、竹田委員を指定。
教育長 （報告事項）	学校の夏季休業もあと 11 日となった。「立秋」も過ぎ、日曜日の 23 日は、暑さが峠を越えて後退し始めると言われる「処暑」である。暦の上ではもう秋の始まりだが、まだまだ連日暑い日が続いており、暑さに細心の注意が必要な状況が続いている。本日は、多くの学校で、夏休み中の子どもたちの様子の確認と２学期に向けての準備のための「出校日」であった。 38 回目の小学生男鹿市交流学習を、昨年度参加校以外の 19 校の児童が、８月３日から２泊３日の日程で秋田県男鹿市を訪問した。天気が素晴らしく良く、男鹿市教育委員会のご協力により予定どおり進めることができた。秋田市の竿灯まつり見学、男鹿市長表敬訪問、その後、男鹿市の代表児童とともに、水族館見学、なまはげ体験をした。県営名古屋空港到着時に行った解散式では、充実した子どもたちの表情が見られた。この後 25 日には、総合福祉センターで報告会を行う予定である。また、男鹿市からは、10 月 17 日からの春日井まつりにあわせて、３日間の予定で 16 名の児童が訪問する予定である。 夏季休業中の体育系の活動では、市大会、愛日大会、県大会、東海大会と勝ち進んだ団体や個人が、８月 17 日から中国地方で開かれている全国大会に出場している。春日井市からは個人種目で水泳競技６名、団体種目で新体操２名、中部中剣道クラブ７名の計 15

名が参加している。文化系では、８月 29 日に長野県長野市で行われる吹奏楽コンクール東海大会に中部中吹奏楽クラブが出場する予定である。

今年も市内の中学生対象の「イングリッシュ・キャンプ」を少年自然の家で８月 26 日から１泊２日で開催する。今年度は 65 名が参加し、ＡＬＴとともに２日間、英語のみで生活し、その中でチームビルディングやプレゼンテーションの作成を行う。

夏期休業中の教職員の研修は、43 講座を開設した。43 講座のうち、５講座をオンデマンドで行った。初任者研修や少経験者研修をはじめ、１人１台端末活用研修やＧＩＧＡスクール研修などＩＣＴ関連の研修も実施している。また、今年度より、２年目の先生を対象に保護者対応のあり方などを学ぶマナー講座を開設した。

今年度も９月１日から２学期が始まる。

教育長

１　議題

⑴　議案に対する意見について

教育総務課長

資料に基づき「議案に対する意見について」説明。

こちらは、令和８年第５回春日井市議会定例会に議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から教育委員会の意見を求められたものである。

始めに、令和８年度春日井市一般会計補正予算（第３号）（教育に関する事務に係る部分に限る。）について説明する。「Ⅰ　令和８年度補正予算の概要」について、「１　鷹来公民館管理費　電気陶芸窯購入費」が 330 万円の増額、「２　西部地区新調理場整備　西部地区新調理場整備・運営事業モニタリング等業務」が 400 万円の減額、差し引きで 70 万円の減額となっている。結果として、財源の財政調整基金繰入金が 70 万円の減額となる。

また、西部地区新調理場整備・運営事業モニタリング等業務については、債務負担行為の変更として、令和９年度から令和 11 年度を期間として設定している限度額 2,100 万円を、令和８年度減額分と同額の 400 万円を増額し、2,500 万円に変更する。

補正の理由として、鷹来公民館の電気陶芸窯については、中央公民館に陶芸窯があり、中央公民館で陶芸の活動を行うことができる間は、購入を見合わせていた。しかし、令和８年第３回教育委員会

定例会で報告したとおり、令和８年 12 月末で中央公民館の貸館機能を廃止するが、中央公民館の陶芸窯は老朽化で移設が難しいことから、鷹来公民館で新たに陶芸窯を購入するにあたり、その購入費用を計上するものである。なお、中央公民館の陶芸窯はガス式であったが、今回購入するものは安全性を考慮して電気式とした。

西部地区新調理場整備・運営事業モニタリング等業務については、令和８年度分の委託業務内容にあわせて 400 万円減額するものである。なお、減額した分の業務については令和９年度に委託する内容であることから、債務負担行為の限度額を増額変更するものである。

次に春日井市下街道歴史ひろば条例について説明する。「Ⅱ　条例案の要旨」のとおり、新たに鳥居松町地内の郷土館跡地に下街道歴史ひろばを設置することに伴い、設置や管理について必要な事項を定めるものである。条例では第３条で歴史ひろばにおける物品販売等の許可について、第４条で歴史ひろばにおける禁止事項、第６条で歴史ひろばの使用料について定めている。施行日は令和９年４月１日である。なお、本条例案と関連して春日井市下街道歴史ひろば条例施行規則についても議題４で審議をお願いする。

教育長

採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。

教育長

⑵　愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向調査について

学校教育課主幹

資料に基づき「愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向調査について」説明。

愛知県では現在、８つの採択地区ごとに教科用図書の採択が行われている。採択地区の設定については、愛知県教育委員会において、市町村教育委員会の意向確認を基に採択地区の適正化について検討が進められる。例年、採択地区の見直しに関する意向調査があり、教育委員会定例会で回答の審議をいただいている。春日井市は小牧市、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町と同じく尾張東部地区に属している。教科書採択以外にも様々な面で相互に協力し、教育事務を進めており、例年、採択地区の見直しを希望しないと決定している。今年度も別

	紙案のとおり見直しを希望しないと回答したいと考えている。なお、７ページから９ページは、昨年度の検討の実施状況と適正規模化にあたっての留意事項となる。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	⑶　全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて
学校教育課主幹	資料に基づき「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて」説明。 令和８年４月23日に実施した全国学力・学習状況調査の調査結果が文部科学省から公表された。 11ページから14ページまでは各教科に関する調査結果の概要、15ページから16ページまでは質問調査結果の概要となっている。 調査結果は各教育委員会や各学校において、教育施策の成果、課題の検証や改善、学校における学習指導の改善に役立て、その取扱いについては、今後、提供される結果も含めて、実施要領などに基づき適切に取扱う必要がある。18ページから19ページまでは、実施要領のうち、調査結果の取扱いに関する配慮事項について記載されている部分を抜粋している。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対し、説明責任を果たすとともに、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえ、序列化や過度な競争が生じないようにすることなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することとなっている。 実施要領の配慮事項を踏まえ、本市では調査結果の取扱いについて、「１　教科に関する調査（国語、算数・数学、英語）の結果は、分析結果及び今後の取組を公表し、平均正答数や平均正答率などの数値は公表しない。」、「２　質問調査の結果は、分析結果を公表し、平均や割合などの数値は公表することがある。」とし、各学校の公表の仕方についても同様の取扱いとする。
向委員	実施要領の配慮事項には「調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、文部科学省から公表される分析結果や、国立教育

	政策研究所で示す学習指導の改善・充実方策も参考として、調査結果について多面的に分析を行い、その分析結果をあわせて公表するなど、調査結果を多面的に解釈することができる示し方となるよう工夫すること。」とされている。教科に関する調査は平均正答数や平均正答率などの数値を公表しないとなっているが、平均や割合などの数値を公表することがある質問調査の結果は、根拠を示した上で、分析結果を公表するのか。
学校教育課主幹	教科に関する調査結果は数値ではなく、全国平均をやや上回っている、下回っているといった表現で公表する。また、本市ではこういった面で向上がみられる、こういった面でこういった学習が必要であるといった今後の取組の参考になるような記述で公表する。
向委員	その際、平均や割合の数値を公表することがあるのか。
学校教育課主幹	質問調査については公表することがある。
向委員	教科に関する調査については平均や割合の数値を公表しないとのことだが、どこかで参照することはできるのか。
学校教育課主幹	公表しないこととしているため、参照できない。
向委員	学校間の序列が生じる可能性があるため、各学校の数値を伏せることは理解できる。しかし、愛知県の平均値は公表されているが、市の平均値は公表しないのか。全国平均や愛知県平均と春日井市の平均を比較することはできないのか。
学校教育課主幹	児童生徒がもらう各々の個票には全国平均と比較したデータが記載されているが、市全体の平均値は公開しない。
向委員	市の平均値はなぜ公表しないのか。

学校教育課主幹	市町村間の序列につながるため公表しない。
河合委員	過去の結果と比べることはあるか。
学校教育課主幹	春日井市で公表しているのは今年度の結果である。国立教育政策研究所では過去の全国平均の結果を公表しているため、国立教育政策研究所のホームページから過去にさかのぼって確認はできる。
河合委員	結果の公表では、今回の結果のみを確認するということか。
学校教育課主幹	そのとおりである。
向委員	国も経時的な変化は分析しないのか。
学校教育課主幹	教科や問題が毎年変わるため、どのような傾向があるか質問調査との関連性を分析している。
向委員	あくまでも横断的な分析しか行わないということか。
学校教育課主幹	そのとおりである。
教育長	調査の目的は春日井市としての強みと弱みをはっきりさせ、今後の教育行政や施策、教員の指導に活かしていくためである。過去には、自治体毎の平均正答数や平均正答率などの数値が公開されていたが、自治体間の過度な競争があったため、数値は公表しないこととされている。現在は新聞にも掲載しない。
向委員	教育方法が少しずつ変わってきているので、毎年行っている国語、算数・数学の経時変化は確認しないのか。
教育長	毎年問題が異なるため、直接比較することができない。しかし、３年毎に行っている経年変化分析調査という抽出調査では、文部科

	学省が比較を行っている。今回行った調査は全数調査であり、目的が異なる。
学校教育課主幹	例えば分析の１つとして、春日井市はＩＣＴ教育に力を入れているが、15ページに記載の「ＩＣＴ機器の活用」でＩＣＴ教育を楽しみながら学習を進めることができると肯定的に答えている児童生徒又は学校ほど正答率が高い結果となっている。しかし、学校外の過ごし方でＳＮＳや動画視聴等の利用時間が長い児童生徒ほど正答率が低い結果となっている。この結果から、ＩＣＴを学びの目的のために正しく使用している児童生徒は正答率が高い結果となる一方、娯楽的な利用時間が長い児童生徒は正答率が低い結果となった。そのため、情報機器の取扱う内容や時間についても指導していく必要がある。そういった分析結果をまとめて公表する。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	⑷　春日井市下街道歴史ひろば条例施行規則の制定について
文化財課長	資料に基づき「春日井市下街道歴史ひろば条例施行規則の制定について」説明。 令和８年３月31日をもって廃止となった春日井市立郷土館の跡地において、現在、新たに下街道歴史ひろばの整備を進めている。 議題１において、春日井市下街道歴史ひろば条例の制定について説明したが、本条例の制定に伴い、下街道歴史ひろばの管理や利用に関する必要な事項を定めるため、春日井市下街道歴史ひろば条例施行規則を新たに制定するものである。施行日は下街道歴史ひろばの供用開始日である令和９年４月１日を予定している。 主な内容は、利用に関する手続きについて規定している。第２条は利用許可の申請手続きについて、第３条は利用許可を受けた事項の変更手続きについて、第４条は利用許可の取り消し承認手続きについて規定している。附則の規定については、第２項において、利用の許可その他歴史ひろばを利用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができることとしている。 24ページから28ページまでは、利用の申請及び許可に関する各様式を規定している。また、附則において本規則の制定及び歴史ひろ

	ばの開設に伴い、春日井市教育委員会事務局等組織規則第３条第１項の規定における文化財課の事務分掌に第５号として「下街道歴史ひろばに関すること」を追加する一部改正を行う。
河合委員	申請書に使用面積を記載することとなっているが、利用許可は下街道歴史ひろばのどのスペースを想定しているのか。石碑やトイレ、駐車場もあるが、メインはフリースペースの利用許可であるか。
文化財課長	石碑がある部分は、立ち入り禁止の扱いとなるため、下街道歴史ひろばの中央にある地面が土の部分である場所を貸出スペースとして考えている。その際、全面を利用するのか、一部を利用するのかにより、料金設定を設けている。
河合委員	具体的に全面や４分の１、３分の１などの申請もできるのか。
文化財課長	一部分の利用も可能である。
河合委員	全面だといくらになるのか。
文化財課長	利用目的によって料金区分を設定しているが、貸出対象となるスペースの全面の面積は、約300㎡となる。
河合委員	利用面積が分からない場合もあると思うが、大まかな記載を認めてもらうか、利用面積の目安となるような参考資料があるとよいのではないか。また、普段出入りが自由であるため、既に使用している人との区別をどのようにするのか。
文化財課長	細かい部分は内部規定で整理する予定である。
河合委員	貸し出すことができない時間帯の案内もあればよいのではないか。
向委員	物販の場合、場所を傷つけなければ、テントを立ててもよいか。
文化財課長	地元の祭りなどでも利用していただきたいと考えているため、テ

	ントの使用もあると考えている。利用後は現状復旧をお願いする予定である。
向委員	物販として利用する際、使用面積は全面になるのか、テントを設置するスペースなのか。
文化財課長	利用される方たちがどのように利用するのか聞きながら決めていくことになる。
向委員	物販の場合、面積ではなく１日いくらという考え方か。
文化財課長	そのとおりである。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	２　報告事項 ⑴　令和８年第４回市議会定例会について
教育総務課長	資料に基づき「令和８年第４回市議会定例会について」説明。 本年第６回教育委員会定例会において、市議会に議案を提出するにあたり、ご審議いただきました条例案３つ、一般議案９つの31ページから32ページまでに記載の12の議案について、原案どおり可決されたものである。 33ページから42ページまでは、一般質問の中から教育関係の質問をまとめたものであり、主なものを説明する。 35ページの質問事項３「大災害発生時の小・中学校の対応について」、質問要旨⑴は小中学校において、飲み水や食料等の備蓄はどうなっているのかを問うもので、各学校に通常の給食を提供できない場合の代替として非常用の学校給食を配備しており、災害時にも提供することができると回答した。 質問要旨⑵は夏季の停電時における非常用電源の確保と空調設備の稼働体制はどうなっているかを問うもので、令和８年度中に全ての小中学校の体育館において、発電機能付きガス空調機の整備が完了する。これにより、電気や都市ガスの供給が停止した場合でも、プロパンガスによって発電及び空調機の稼働が可能となるため、猛

暑の時期に災害が発生した場合であっても、児童生徒は快適に安心して過ごすことができると回答した。ほか、記載のとおり回答した。

36ページの質問事項６「学校生活における紫外線対策について」、質問要旨⑴は、紫外線対策として、帽子や日焼け止めを積極的に使用することを呼びかけることや、サングラスの使用を認めることについての考えを問うもので、帽子や日焼け止めについては、近年の猛暑や強い紫外線から児童生徒の健康を守る観点から、学校生活における使用を認めている。サングラスについては、現在、各学校において児童生徒の健康状態や体質、保護者の意向など、個別の事情に応じ、児童生徒の健康を守るための対策の一つとして、使用を許可していると回答した。ほか、記載のとおり回答した。

37ページの質問事項７「地域等主体の地域クラブ活動におけるリスクマネジメントについて」、質問要旨⑴は、部活動の地域移行におけるリスクマネジメントと責任の所在についての考えを問うもので、地域クラブ活動の地域展開については、令和10年10月からの実施に向けて、生徒の健康管理や事故防止を盛り込んだガイドラインの策定や指導者向け研修の実施方法など、体制整備を進めているところである。令和10年からの地域クラブ活動については、市教育委員会の管理下での運営ではなく、原則として運営主体や指導者による自主運営となる。このため、活動中に発生した事故などに対する責任については、基本的に、運営主体や指導者が負うものと認識している。個々のリスクマネジメントについては、各地域クラブが主体的に運用を担うことになるが、市教育委員会として、ガイドラインや指導者用マニュアルの整備を行うとともに、活動中の安全配慮義務の重要性について周知や啓発を図るなど、地域クラブが円滑かつ安全に運営できるように、しっかりと支援や助言をしていくことを考えていると回答した。

38ページの質問事項９「子どもたちの安全な教育環境の整備について」、質問要旨⑵は、校内の子どもの安全確保について、不審者の侵入を防ぐ対策についての現状と考え方を問うもので、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように安全を確保することは、学校運営における最優先の責務であり、外部からの不審者の侵入を未然に防ぐため、校内の防犯体制の強化に取り組んでいるところである。全ての学校に防犯カメラを基本的に４台ずつ設置し、校門や校舎入口などのモニターや録画が可能な監視体制を構築し

	ている。また、教職員一人ひとりの危機管理意識の向上を図るため、各学校においては、防犯マニュアルに基づいた対応手順について理解を深めるとともに、不審者対応や避難誘導の実践訓練を実施していると回答した。ほか、記載のとおり回答した。 　質問要旨⑶は、学校の火災時の避難経路の現状について問うもので、学校における避難経路については、非常時に児童生徒が迅速かつ安全に避難できるように設定している。一方で、校舎の構造上、廊下の突き当りなどで２方向への避難経路の確保が困難な教室については、消防法令に基づき、避難器具として救助袋や避難はしごを設置し、安全対策を講じていると回答した。 　質問要旨⑷は、火災時に救助袋を使用できる環境が整っているかについて問うもので、救助袋などの避難器具については、常に使用可能な状態を維持するため、消防法に基づき、年に２回専門業者による法定点検を行っており、この夏休み期間中も実施するところである。加えて、このたびの東京都内の小学校で発生した火災事案を極めて重く受け止め、緊急時に教職員が救助袋を迅速かつ適切に使用できるようにすることが重要であると考えている。このため、新たに全教職員を対象に、動画教材を活用した救助袋の操作方法を学ぶ研修や、夏休み期間中において、全ての学校の代表者を集め、実際に操作方法を体験する実地訓練を実施することとした。今後も、児童生徒の安全確保を最優先に、万全の備えにしっかりと取り組んでいくと回答した。 　ほか、記載のとおり10の質問事項について回答した。
浅井委員	紫外線対策としてのサングラスの使用について個々の事情に応じて対応するとのことだったが、どのような事情の場合に許可するのか。
学校教育課長	光が直接目に当たってはいけないといった配慮が必要な場合である。学校にアンケートを取ったところ、認めていないという学校はなかった。
浅井委員	他県で多数の児童生徒がサングラスを着用しているという報道があったが、そこまでには至っていないか。

学校教育課長	全ての児童生徒に対して着用は認めていない。サングラスにも様々な種類があるため、一定のルールが必要であり、現時点ではほとんどの学校が許可制で認めている。ただし、学校の実情により、校長判断で、使用することについて許可は不要としている学校もある。
浅井委員	日傘は使用できるのか。
学校教育課主幹	日傘を禁止している学校はない。コロナ禍に日傘を使用すると距離が取れることで使用する児童生徒が増えた。
教育長	⑵　西部地区新調理場整備・運営事業について
学校給食課長	資料に基づき「西部地区新調理場整備・運営事業について」説明。 ＰＦＩ手法による基本設計が完了し、概要がまとまったため報告するもので、市議会福祉教育委員会でも報告を行った。 事業目的は、老朽化した稲口調理場及び旧前並調理場の機能を統合した施設として、旧前並調理場及び旧前並保育園の敷地において、西部地区新調理場の整備運営を、ＰＦＩ手法（ＢＴＯ方式）により実施するものである。事業期間、ＰＦＩ事業者は 44 ページに記載のとおりである。管轄校について、小学校 10 校及び中学校５校で学校名は記載のとおりである。 基本設計の建物概要は、鉄骨造２階建、延べ面積約 3,500 ㎡である。施設構成については、１階に調理室やアレルギー給食専用調理室等、２階に更衣室や休憩室等を整備する。調理能力は１日あたり 10,000 食である。 施設の特長は、衛生管理として、作業環境は、学校給食衛生管理基準で定められたＨＡＣＣＰの考え方に基づき、作業区域ごとに隔壁で区分するとともに、ドライシステムを導入する。また、作業動線は、食材の搬入から給食の搬出まで一方通行で調理可能なものとする。また、厳格な衛生管理が求められる和え物室及びアレルギー給食専用調理室は隣接して配置し、これらの室内の空気圧を高くすることで、他区域からの空気の流入を防ぎ、衛生的な環境を維持する。アレルギーへの対応では、アレルギー給食専用調理室はアレルゲンを扱う諸室から十分に離れた場所に配置し、交差汚染を防止す

	る。環境負荷への配慮では、太陽光発電パネルや高効率空調機、人感センサー付き照明器具などの省エネルギー設備を採用する。防災機能の配備では、非常用電源を確保し、災害などによる停電時でも、一部のボイラーや蒸気窯などの厨房機器、事務機などを使用できるようにする。コスト削減では、ＰＦＩ事業者の構成企業などのノウハウを活用し、省エネルギー型厨房機器の導入や、排水処理施設の運転効率化、点検業務の自己施工などにより、維持管理コストの削減を図る。また、電力使用量がピークとなる時間帯には、機器の稼働を分散させるリレー運転の実施により、コストの削減を図る。 スケジュールについて、実施設計は令和９年５月まで、整備工事は令和９年６月から令和 11 年１月まで、開設準備は令和 11 年２月、３月、開設は令和 11 年４月を予定している。ＰＦＩ事業者による運営は令和 26 年３月までの 15 年間行う予定である。また、稲口調理場の解体は令和 11 年６月から行う予定である。 46 ページは配置図となる。西部地区新調理場は南北に長い位置で配置する。乗り入れ口は図面下方の南側に入場口と退場口をそれぞれ設け、場内は時計回りの一方通行とすることで、通行の安全性を高めている。南側には食材の搬入スペース、北側には給食の配送、回収スペースを配置している。 47 ページは平面レイアウト図の 1 階である。配置図とは方位の向きが異なる。図面中央部分に煮炊調理室等の各調理室、図面下方西側に和え物室やアレルギー給食専用調理室、図面左の北側にコンテナ室や洗浄室、図面右の南側に荷受室や処理室のほか、記載の諸室を整備する。作業導線は食材の搬入から給食の配送までを図面右の南側から図面左の北側へ一方通行で調理が可能となっている。図の色分けについては右下に記載しているとおりである。 48 ページは平面レイアウト図の２階である。２階には更衣室や休憩室を始め、記載の諸室を整備する。 今回報告した内容は、基本設計段階における概要であるため、今後、詳細な実施設計を進める際に変更が生じる可能性がある。
河合委員	将来的に一般の人が調理場の見学や食堂で食事ができるのか。
学校給食課長	調理場の見学や食堂で食事はできない。

河合委員	給食を作るのみということか。
学校給食課長	そのとおりである。
河合委員	管轄校に中学校区内の小学校で含まれていない学校があるのはなぜか。中学校区で決めているということではないのか。
学校給食課長	児童生徒数の配分や調理場から各学校への搬送の距離で決めている。また、調理場が３つあるため、調理する食数がなるべく均等になるようにしている。 〇参考資料について

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和８年９月 16 日

教育長　　兒島　靖

署名人　　竹田　卓弘